

福島第一原子力発電所

特定原子力施設に係る実施計画の 一部補正について

平成25年6月11日

東京電力株式会社

実施計画の位置づけ

特定原子力施設への指定と実施計画に基づく規制への移行

◎ 「特定原子力施設」への指定

福島第一原子力発電所は、原子炉等規制法64条の2に基づき、原子力事故が発生し、応急の措置を講じている施設として平成24年11月7日に「特定原子力施設」に指定された。

◎ 「実施計画」に基づく規制・検査

指定後、原子力規制委員会により示された「措置を講ずべき事項」に基づき、特定原子力施設に関する保安又は特定核燃料物質の防護のための措置を実施するための計画である「実施計画」を策定し、平成24年12月7日に原子力規制委員会に提出



※原子力規制委員会は、当該実施計画の妥当性を評価し、認可するとともに、実施計画の認可後は、実施計画に基づき事業者が適切な対応を行っているか进行检查する

実施計画の認可までのプロセスとこれまでの審議状況

実施計画の提出（平成24年12月7日）

○特定原子力施設監視・評価検討会による審議（H25.6.12時点）

第1回(H24.12.21): 全体説明

第2回(H25.1.24) : リスク評価, 多核種除去設備

第3回(H25.2.1) : 多核種除去設備, 線量低減対策

第4回(H25.2.21) : 多核種除去設備, 4号機使用済燃料プールからの燃料取り出しの安全性, 3号機燃料取り出しカバー, 1~4号機原子炉建屋の耐震性

第5回(H25.3.1) : 多核種除去設備, 4号機使用済燃料プールからの燃料取り出しの安全性

第6回(H25.3.8) : 多核種除去設備, 全体工程・リスク評価, 燃料デブリ取り出し, 敷地周辺の線量評価

第7回(H25.3.29) : 停電事故

第8回(H25.4.12) : 地下貯水槽からの漏えい, 地下水流入に対する止水対策
4号機使用済燃料プールからの燃料取り出しの安全性 等

第9回(H25.4.19) : 地下貯水槽からの漏えい, 汚染水処理の対応, 放射性廃棄物の処理・保管・管理計画

第10回(H25.5.17) : 多核種除去設備のホット試験, 放射性廃棄物等の処理・保管・管理計画, リスク評価, 入退域管理施設の設置, 地下貯水槽からの漏えい, 汚染水処理の対応

第11回(H25.5.24) : 多核種除去設備のホット試験, リスク評価, 地下貯水槽からの漏えい

○原子力規制庁との面談における個別指摘事項への対応

審議状況・個別指摘事項等を踏まえた**実施計画の全体補正**(準備が整った箇所から順次申請)

①H24.12.25 : 使用済燃料乾式キャスク仮保管設備の耐震性等の評価

②H25.1.11 : 特定原子力施設の保安について, 福島第一の組織見直しに伴う補正

③H25.2.7 : 特定核燃料物質の防護

④~⑦ H25.3.22, 29, 4.12, 5.7 : 全体補正1~4回目

⑧H25.5.15 : 入退域管理設備の運用開始に伴う補正他

⑨H25.6.11 : **全体補正5回目 ← 今回の報告内容**

原子力規制委員会ならびに規制庁の確認・評価

実施計画の認可

補正の経緯と補正内容の種類

○補正の経緯

- ・ これまでの過去8回の補正内容を取り纏め、実施計画一式を規制委員会へ提出
- ・ 加えて、監視・評価検討会の議論や規制庁との面談を踏まえた補正を実施

○補正内容の種類

1. 原子力規制庁との実施計画記載方針面談の結果により、
実施計画の記載充実が必要と判断した事項

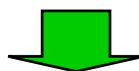
例：万一、格納容器内常設監視計器設置等に伴い、事故後に施工した原子炉格納容器貫通部等が開放した場合のリスク評価として、格納容器内の核分裂生成物が環境中に放出された場合の周辺の公衆に対する被ばく影響評価を記載

2. 特定原子力施設監視・評価検討会での議論やご質問への回答等を踏まえて、
実施計画への記載の充実が必要と判断した事項

例：放射性固体廃棄物等の管理施設において、今後3年間の廃棄物の想定発生量と保管容量を追記

3. 検討の進捗や計画の変更に伴い、実施計画へ反映する事項

例：原子炉圧力容器・格納容器注水設備において、工事の進捗に伴う仕様の更新



本補正内容については概ね、これまで中長期ロードマップ、施設運営計画ならびに
特定原子力施設監視・評価検討会の説明資料等で公表してきた内容である。

各章の主な補正内容

I 特定原子力施設の全体工程及びリスク評価

- 記載の適正化

II 特定原子力施設の設計、設備

- 「1.13 緊急時の対策」
 - ・火災等が発生した際の安全避難経路について追記
- 「2.1 原子炉圧力容器・格納容器注水設備」
 - ・工事の進捗を反映他
- 「2.7 電気系統設備」
 - ・小動物侵入防止対策を追記
 - ・停電対策の実施結果を単線結線図等へ反映
- 「2.10 放射性固体廃棄物等の管理施設」
 - ・今後3年間の廃棄物の想定発生量と保管容量を追記
- 「2.11 使用済燃料プールからの燃料取り出し設備」
 - ・4号燃料取り出し設備の工事に係る確認項目について追記
- 「2.15 放射線管理関係設備」
 - ・エリア放射線モニタ及び排気設備について追記

各章の主な補正内容

Ⅱ 特定原子力施設の設計，設備（続き）

- 「2.18 5・6号機に関する共通事項」
 - ・5・6号機の耐震性について記載
- 「2.33 5・6号機 放射性液体廃棄物処理系」
 - ・メガフロート係留場所の津波に対する考慮について記載

Ⅲ 特定原子力施設の保安

「第1編 1～4号炉の保安措置」，「第2編 5，6号炉の保安措置」

- ・本店の組織改編に伴う変更
- ・原子炉主任技術者の体制の変更
- ・滞留水移送設備の当直への移管に伴う変更

「第3編 保安に係る補足説明」

- 「2.1 放射性廃棄物等の管理」
 - ・ドラム缶の仮置き期間(平成24年12月から約3年間)後に，既設の固体廃棄物貯蔵庫または新たな地下構造を有する固体廃棄物貯蔵庫へ今後移動する旨追記

各章の主な補正内容

V 燃料デブリの取出し・廃炉

- ・ 現段階での2号機TIP案内管を活用した炉内調査・温度計設置について記載
- ・ 万一、格納容器内常設監視計器設置等に伴い、事故後に施工した原子炉格納容器貫通部等が開放した場合のリスク評価として、格納容器内の核分裂生成物が環境中に放出された場合の周辺の公衆に対する被ばく影響評価を記載
→周辺の公衆に対し、著しい被ばくのリスクを与えることはない

VI 実施計画の実施に関する理解促進

- ・ 事故・トラブル等の公表基準の明確化を図ることについて追記

また、実施計画の「別冊集」に下記事項を反映

- 原子炉圧力容器・格納容器注水設備の構造強度及び耐震性について、工事の進捗に伴う記載の修正
- 原子炉格納容器ガス管理設備の構造強度及び耐震性について、凝縮配管室空調機ユニットの耐震評価を追記
- 福島第一原子力発電所5号炉／6号炉長期保守管理方針 変更評価書について記載